

東京都副知事について

東京都副知事について

副知事全般について

副知事は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。(地方自治法第162条)

副知事の任期は、四年とする。(地方自治法第163条)

副知事は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。(地方自治法167条)

都に副知事四人を置く。(東京都副知事の定数条例)

職務代理順序について

普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事はその職務を代理する。この場合において副知事が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序で、その職務を代理する。(地方自治法第152条)

職務代理順序は次のとおり。

- ・ 第一順位 副知事 ████████
- ・ 第二順位 副知事 宮坂 学
- ・ 第三順位 副知事 ████████
- ・ 第四順位 副知事 ████████

副知事の担当事項について

副知事の担当事項は次のとおり。

副知事	担当事項
██████	<p>一次の局等に関すること。 財務局、主税局、都市整備局、建設局、港湾局、会計管理局 スタートアップ・国際金融都市戦略室、住宅政策本部</p> <p>二次の行政委員会との連絡に関すること。 選挙管理委員会、公安委員会、収用委員会</p>
宮坂 学	<p>一次の局に関すること。 デジタルサービス局</p>
██████	<p>一次の局等に関すること。 総務局、生活文化スポーツ局、環境局、福祉局、保健医療局 東京消防庁</p> <p>二次の行政委員会等との連絡に関すること。 教育委員会、人事委員会、監査委員</p>
██████	<p>一次の局等に関すること。 政策企画局、産業労働局、子供政策連携室、中央卸売市場 交通局、水道局、下水道局</p> <p>二次の行政委員会との連絡に関すること。 労働委員会</p>

お問い合わせ

総務部管理課
電話：03-5388-2178
ファックス：03-5388-1213
メールアドレス：S0000039 (at) section.metro.tokyo.jp

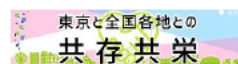
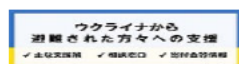
- ・ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。
- ・ 情報セキュリティ対策のため、メール本文中のリンクや添付データの内容確認は致しません。御了承ください。

記事ID：001-000-20231012-001603



My TOKYO [外部リンク](#)

利用者一人ひとりの興味関心や状況に応じて必要な情報をお届けするとともに、皆様のご意見を反映し、「みんなでつくる」東京都の公式ポータルサイトです。





東京都公式SNS



[お問い合わせ](#) [サイトポリシー](#) [使い方ヘルプ](#) [サイトマップ](#)

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03-5321-1111（代表）
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.